

別表（第5条関係）

広告物又は掲出物件の規格

広告物の種類		広告物又は掲出物件の規格
広 告 塔	建築物の屋上に設置するもの	高さはこれを設置する建築物の高さの3分の2以下、地上から広告塔の上端までの高さは50メートル以下とすること。
	鉄道又は道路（国道及び主要地方道に限る。以下同じ。）からの展望を目的とする野立広告塔	高さは30メートル以下、対向面積は100平方メートル以内、広告塔相互間の距離は50メートル以上、鉄道又は道路までの距離は100メートル以上とすること。ただし、商工業地域にあっては、高さに係る規格のみを適用する。
	その他広告塔	高さは15メートル以下（商工業地域にあっては、30メートル以下）、対向面積は50平方メートル以内、広告塔相互間の距離は15メートル以上とすること。ただし、商工業地域にあっては、高さに係る規格のみを適用する。
広 告 板	鉄道又は道路からの展望を目的とする野立広告板	高さは10メートル以下、対向面積は100平方メートル以内、広告板相互間の距離は50メートル以上、鉄道又は道路までの距離は100メートル以上とすること。ただし、商工業地域にあっては、高さに係る規格のみを適用する。
	その他広告板	高さは5メートル以下、対向面積は50平方メートル以内、広告板相互間の距離は5メートル以上とすること。ただし、商工業地域にあっては、高さに係る規格のみを適用する。
建築物の壁面を利用するもの		表示面積は、壁面面積の3分の1以内（商工業地域にあっては、壁面面積の5分の3以内）とすること。
電 柱 類 を 利 用 す る も の	電柱類に直接塗付するもの	広告物の高さは路面から1.2メートル以上、広告物の大きさは縦1.8メートル以内とすること。
	電柱類から突出するもの	広告物の高さは路面から4.5メートル以上（歩道上にあっては、2.5メートル以上）、広告物の出幅は0.8メートル以内、広告物の大きさは縦1.5メートル以内、横0.8メートル以内とすること。
	電柱類に巻付けるもの	広告物の高さは路面から1.2メートル以上、広告物の大きさは縦1.8メートル以内とすること。
立看板		大きさは縦2.0メートル以内、横1.0メートル以内、脚の長さは0.3メートル以内とすること。
はり紙、はり札の類		面積は、1平方メートル以内とすること。
建築物より突出する形式のもの		広告物の高さは路面から4.5メートル以上（歩道上にあっては、2.5メートル以上）、広告物の面積は20平方メートル以内、広告物の出幅は道路境界線から1.0メートル以内とすること。
自動車の外面を利用するもの		<p>1 定期路線バスの外面を利用し、表示するもの（2に規定するものを除く。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみとし、表示面積は、それぞれの窓面面積の30パーセント以内とすること。</p> <p>(2) 広告物の色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとすること。</p> <p>(3) 広告物の表示の方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと。</p> <p>(4) 広告物の材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと。</p> <p>2 定期路線バスの外面を利用し、広告板を用いて表示する広告物の表示面積は、1台につき、側面にあっては左右それぞれ5平方メートル以内、後面にあっては0.5平方メートル以内とすること。</p>

備考 この表において商工業地域とは、次の地域をいう。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域
- (2) 都市計画法による用途地域の定めのない地域にあっては、駅、バスターミナル、空港、市役所若しくは町村役場又は事務所及び事業所等がおおむね20戸以上連たんしている地区を中心として半径200メートル以内の地域